平成28年度介護職員資質向上促進事業公募要領

介護職員資質向上促進事業(以下「本事業」という。)は、介護事業所・施設内におけるOJT (On-the-Job Training)を通じて、介護職員の実践的な職業能力の向上を図りつつ、その能力を評価・認定することにより、介護事業所等における人材を育成することを目的とする事業です。

今般、本事業を行う実施団体(以下「補助事業者」という。)を下記のとおり公募しますので、事業実施を希望する団体は次により応募いただきますようお願い致します。

※ なお、本公募は平成28年度予算の成立後速やかに事業を実施することができるよう、便宜上、予算の成立に先立って行うものです。したがって、今回の公募による補助事業者の決定は国会における予算の成立が前提となりますのでご留意ください。

1. 応募要件

次のすべてに該当する法人とする。

- (1)「3. 事業内容」に則して事業を実施するために必要な専門性、中立性及び公平性を有していること。
- (2) 本事業に関する知見及び理解を有する者であること。
- (3) 不誠実な行為がなく、信用状態が良好であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団ではないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が所属していないこと。
- (6)破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊 活動を行ったか、行う恐れがある者ではないこと。

2. 事業実施期間

平成28年4月1日~平成29年3月31日

3. 事業内容

補助事業者は、別に定める「介護職員資質向上促進事業実施要綱(案)(以下「実施要綱」という。)」に基づき事業を実施するものとする。

※実施要綱は現時点の案であり、今後変更があり得ることに留意すること。

4. 補助対象経費

本事業を実施するために必要な経費として予定しているものは下記のとおり。 給与・諸手当、報酬、賃金、謝金、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役 務費(通信運搬費、手数料)、会議費、委託料、使用料及び賃借料、物品購入費

5. 応募方法

- (1) 提出資料(提出にあたっては、全て A4 用紙片面印刷によること。)
 - ①事業実施に係る次の書類
 - ○介護職員資質向上促進事業への応募について【様式1】
 - 〇介護職員資質向上促進事業の事業計画書【様式2】
 - 〇介護職員資質向上促進事業の所要額内訳書【様式3】
 - 〇人件費、旅費、謝金の支給基準 (所要額内訳書を作成するにあたり積算に用いた 資料)
 - ②実施団体の概要、活動状況に係る次の書類
 - 〇補助事業者の概要【様式4】
 - 〇定款又は寄付行為
 - 〇理事会等で承認を得た直近の事業実績報告書
 - → 冊子による提出は不可。(分量が多い場合は、実施団体の事業実績等を記した 主要部分の抜粋のみで可。)
 - ③実施団体の経理状況に係る次の書類
 - 〇平成28年度収入支出予算(見込)書抄本(様式なし)
 - 〇理事会等で承認を得た直近の財務諸表(貸借対照表、収支予算書、財産目録)監事等による監査結果報告書(様式なし)

(2) 提出期限 **平成28年3月28日(月)17時 必着**

(3)提出方法

持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方 法に限ります。

なお、提出書類のうち、様式 1 ~ 4 については、書類の提出と合わせて電子媒体を メールにて提出先へ送付すること。

【提出先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省老健局振興課人材研修係(本省18階 1818号室)

担当 : 田代、小畑

Eメール: kobata-kazuhiro@mhlw.go.jp

6. 事業採否の決定方法について

事業の採否については、応募のあった法人について事前審査及び評価委員会による評価を踏まえ、決定するものとする。なお、補助事業者は応募のあった法人のうち 1 者を選定するものとする。

(1) 事前審査について

次のいずれかに該当する場合は、事務局の事前審査において不採択とする。

- ア 事業内容が3に定める対象事業と合致していないことが明らかな場合
- イ 必要な提出書類が全て提出されていない場合

(2) 評価委員会による評価について

応募のあった法人のうち、事前審査において問題がないものについては、別に定める 評価委員会設置要綱に基づく評価委員会において総合的な評価を行い、採否を決定する。

(3) 採否決定の通知

採否の決定後、速やかに応募者に対し、決定の通知を発送することとする。なお、評価委員会及びその評価内容は非公表とする。

7. 補助金執行の適正性確保について

- (1) 本補助金は「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律」の規定により 交付される補助金であり、不適正な使用が認められた場合については、刑事処罰さ れることがあるので、適正執行に努めること。
- (2) 事業実施に際しては、収入及び支出状況がわかる通帳を適切に管理し、収入及び 支出についての証拠書類(契約書、旅費等の領収書)については、事業終了後5年 間、実施主体において保存すること。
- (3) その他関連事項については、別に定める実施要綱や交付要綱によるものとする。